平成30年度 第3回地域福祉活動計画策定・推進評価委員会 会議録

日 時: 平成 31 年 3 月 26 日 (火) 18:30~

会場:練馬区立区民・産業プラザ(ココネリ)研修室1

1. 事務局長挨拶

年度末の忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。今日は、区のほうから地域福祉計画の骨子の説明がある。区のほうは前回も早いスピードで動き出すので、事前に練馬区とも協議させていただいて、ある程度方向性を確認したところ。今日は、第5次地域福祉活動計画の骨子案をお示ししたいと考えている。社協も区に連動する形で寄せた骨子となっている。さらに、ネリーズ報告等よろしくお願いいたします。

2. 配布資料確認

3. 練馬区地域福祉計画の策定について【資料1】

この資料は、練馬区議会健康福祉委員会にて平成31年3月5日に報告したものの写し。平成31年度末で区の計画も終了となるので、平成32年度より新しい計画の策定に着手する、という内容のもの。

1 計画の位置づけ

(1)「第2次みどりの風吹くまちビジョン」に基づく個別計画とする。

特に、第2次ビジョンでは、区民協働を進めていくという考え方を前面に出しているので、次の地域福祉計画を作っていくときにも、区だけではなく、区民の方や福祉に携わる方等と一緒になって地域福祉を進めていきたいという内容を盛り込む予定。もちろん、その中には社協も入って一緒に進めていきたいという内容も含まれている。

(2) 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画とする。

地域福祉計画の策定は区市町村の努力義務。その中に、社会福祉法が改正された時に、高齢、障害、子どもなどいろいろな分野に共通する課題であったり、あるいは一つの家庭の中で、いろいろな問題が複合的にあるような世帯のことも考えていくことが大切だと書かれているので、そのような個別の課題を取り上げていくことを新しくやっていきたいと思っている。

(3) 成年後見制度利用促進法第23条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」とする。

今までも成年後見制度について書いてきた。法的には努力義務ではあるが、練馬区としては、はっきりと位置づけを持たせたいと考えている。これについては、社協にお願いする部分がたくさん出てくると思う。

- (4)練馬区福祉のまちづくり推進条例第7条に規定する「福祉のまちづくりの推進に関する計画」とする。 主にハードについてバリアフリーなどを規定する条例となっており、今までと同様、こうした意味合いも持っている。
- 2 計画期間

これまで同様、5年間とする。(平成32年度~平成36年度)

- 3 検討体制
- (1)「練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会」

構成メンバー:学識経験者、地域活動団体、福祉関係団体、公募区民等…今まで通り

(2)推進委員会の下部組織として、「権利擁護部会」「福祉のまちづくり部会」を新設。

委員の知識に幅があり、なかなか深い議論に至らなかったため、部会を設置し、そこでしっかり議論したものを本編に盛り込む。

4 検討スケジュール

計画のスタートは平成32年4月。それまでの間に、計画素案の作成、パブリックコメントの実施、平成32

年3月には、計画案の作成、計画策定というスケジュールで進める。社協職員、福祉団体等の方にも委員に 就任していただく予定。折に触れてこの会議で情報提供していく。

委員:障害者虐待防止法、障害者差別解消法との関係は?

委員:障害者、高齢者等、個別の各計画に盛り込める内容については、この地域福祉計画への再掲は考えていない。

4. これからの練馬区社会福祉協議会

~第5次地域福祉活動計画~ 骨子(案)【資料2】【資料3】

第1章~第6章で構成。

- ◆第1章 はじめに
- ◆第2章 練馬区社協の現状

我が事・丸ごとに象徴されるような国の大きな流れ、地域福祉に関わる制度の変化、区の動向、社会福祉 法人の社会貢献事業の取組状況など、練馬区社協を取り巻く状況の変化について触れる。

◆第3章 練馬区社協の現状

これまでの計画や、10部署体制後について触れる。

- ・第2次計画…委員会を立ち上げ、部署を越えて連携。
- ・第3次計画…豊玉・光が丘をモデル地域として、地域福祉コーディネーターを配置し、小地域福祉活動 を推進。
- ・第4次計画…ネリーズとともに、地域福祉コーディネーターが地域福祉を推進。
- ・第5次計画…身近な人の変化に気付き、課題を受け止め、地域で活動しているキーパーソンの方々と連携して計画を進めるという内容を掲載する予定。

第3次計画では、3万人規模の圏域で小地域福祉活動を進める計画を立てたが、実際に計画を進めていくにあたり、地域の方と接する中で、SNSの広がり等により、実際の活動圏域が広がっていった。例えば、ネリーズであれば、練馬・光が丘・石神井・大泉の4地区で展開しているように、日常生活圏域での取り組みが大切であるということが分かってきた。

第5次計画骨子の中には、「小地域福祉活動」という言葉は出てこないが、住民自身の圏域に合わせていきながら、小地域福祉活動自体は行っていくものと考えている。この件についても意見等あれば、後ほど伺いたい。

第5次計画骨子案の作成にあたり、①「みどりの風吹くまちビジョン」、②練馬区社協第2次計画、第3次計画、第4次計画、第4次計画中間見直し懇談会で出た意見、③現在の練馬区社協の独自性は何か、以上3つについて、推進部会員でキーワードを出し合うワークショップを行った。これから説明する第4章は、ワークショップで出たキーワードをまとめていったものである。

◆第4章 これからの練馬区社協

練馬区社協理念「ひとりの不幸も見逃さない~つながりのある地域をつくる~」「地域の気づきの視点」「個別の育ちあいの視点」は継承する。よりわかりやすく、「計画の柱」と言葉を変えて、地域の視点と、個別の視点を柱として骨子案を作成した。

- 1. 第5次地域福祉計画の推進
- ・計画の柱1 地域の力を活かした支え合いの仕組みをつくる
 - (1) 住民主体の地域づくり
 - ①誰もが参加できる地域活動の推進

- ②ネリーズの取り組みの充実
- ③キーパーソンと地域福祉コーディネーターとの協働
- ④災害に備えた地域の関係づくり
- (2) 分野を越えたネットワークの構築
- ①社会福祉法人等のネットワークを活用した仕組みづくり
- ②地域課題を共有できるネットワークづくり
- ③地縁組織や地域の様々な活動の連携促進
- ・計画の柱2 自分らしい生き方の選択を支える
 - (1)包括的な相談支援体制の構築
 - ①複合的な課題への対応
 - ②生活・就労の一体的な支援
 - ③関係機関との連携強化
 - (2) 権利擁護の取り組みを推進する
 - ①当事者の力を活かした福祉教育…学校等で行う狭義での福祉教育ではなく、当事者の力を活かした という意味もあり、当事者が支える側にも支えられる側にもなるということ、福祉的な学びや活動 なども含めた、広い意味を持つ言葉として使用している。この言葉についても、より分かりやすい 表現があれば、ご提案いただきたい。
 - ②地域福祉権利擁護事業による地域生活支援の推進…地域福祉権利擁護事業のみに特化しているわけではなく、権利擁護の視点を持った地域生活支援の推進をするという意味。
 - ③成年後見制度活用促進の支援…練馬区の地域福祉計画に「成年後見制度利用促進基本計画」が位置づけられ、区と社協の計画は密接に関わりがあることから入れた。
 - ④福祉従事者の育成
 - 2. 第5次地域福祉活動計画の評価

研修アンケート、小中高生の福祉学習の感想、各部署における評価シートの作成、策定委員の意見、 ネリーズ懇談会での感想、かるたの感想など

- ◆第5章 計画への期待 策定・推進評価委員の皆さまより一言
- ◆第6章 資料

【資料3】第4次地域福祉活動計画の流れと第5次計画までのスケジュール

- 2019年3月 骨子案提示
- 2019年5月 第5次計画素案 No.1
- 2019年6月 策定推進評価委員会①
- 2019年7月 第5次計画素案 No. 2
- 2019年8月 策定推進評価委員会②
- 2019年10月 本編・概要版素案完成、策定推進評価委員会③
- 2019年11~12月 住民説明会、パブリックコメント
- 2020年2月 本編・概要版・点字版作成、策定推進評価委員会④
- 2020年4月 地域福祉活動計画施行

事務局長 挨拶でも触れたが、練馬区が地域福祉計画を策定しており、動き出すと非常に速いスピードで進

む。よって、社協もそれに合わせて作業をしていかなければならない。先ほど委員からは、地域福祉計画の概要の説明があったが、実は事務レベルでは、区と議論を進めているところである。議論をしている中で、区としては、①参加・協働・住民主体、②障害・高齢・子ども等、横の関係、複合的な問題を扱いたいという話をされていた。そうなると、社協としては、「分野を越えたネットワークの構築」と「包括的な相談支援体制の構築」この2つが社協側から見た柱立てになると想定される。3つ目に成年後見制度促進計画を位置づけるとなると、当然、社協としてもその部分「権利擁護の取り組みを推進する」は書き込むことになる。その3つを柱立てにしておけば、地域福祉計画と齟齬はなくなると思われる。柱立ては、社協の推進部会の中で議論したキーワードを整理しながら、抽出したものである。このような枠組みにしておけば大きくずれることはないと思われる。したがって、小項目については変更になる可能性もあると思うが、社協側の大きな柱立てとして書き込んでいけば、地域福祉計画と大きな齟齬はないだろうという見立てで出した内容であるということを改めて説明させていただいた。それを前提に議論していただけるとありがたい。

【質問】

委員長 第5次計画はまだ始まっていないが、骨子の中の「評価」とはどのようなものか? 職員 第5次計画をどう評価していくかという内容を入れる。

【感想】

委員 「複合的な課題への対応」「生活就労の一体的な支援」「関係機関との連携強化」について。「地域」というワードが出てきていないが、地域との関係はどうなのか。今は発達障害者が増えており、地域との連携が重要になってくる。社協としてどう捉えているか聞きたい。

職員 その通りだと思う。それを表すために「複合的な課題」「包括的な相談支援体制」と書いたり、関係機関といっても、地域の関係団体、活動団体もあるし、そのようなものも全部含まれると考えている。ぜひ一緒に書いてほしい。

委員 まだ全体を把握できていない状態。今回、初めて知ったが、住民説明会やパブリックコメントをどのような形でやるのか。住民説明会やパブリックコメントを小さい地域で実施すると、その地域との関係が非常に近くなるので、おもしろくやれたらよいと思った。あと、社協全体の計画とどのような関係があるのか。 民生委員として会費を集めているので、日常生活圏域と聞くと、会員がどれくらいいるのか気になる。

職員 住民説明会は、社協の拠点を生かして開催した。もっと狭い地域でとのご提案をいただき、ぜひ地区でご一緒にやっていただきたいと思う。地区民協で地域福祉コーディネーターが何をやっているのか、を説明させていただいて、会費を集めていただいている民生委員の皆さまにご理解いただくチャンスになると思うので、ご一緒に企画していただけるとありがたいと思う。小地域福祉活動を日常生活圏域と言い換えたが、第3次計画の時、包括支援センターが3万人圏域で始まった。豊玉・光が丘もアウトリーチが始まったが、そのやり方をやっていくうちに、保健師から豊玉地域で子育てに困難がある母親に特化して一緒にやっていきませんかとの誘いを受け、子育て部会ができた。母親の動きをみると、3万人人口の圏内の動きというよりも、SNSを使ったり、動きが広いことがわかった。3次計画の時は、3万人人口と定義づけしていたが、そうではなかったことにだんだんと気がついた。世代別やさまざまな状況で日常生活圏域の捉え方が異なることが分かった。そのため、第5次計画では、小地域福祉活動にこだわらなくてもよいと思った。よって、日常生活圏域に根ざして活動していくことに変わりはないと思う。地域福祉活動計画は、社協が事業をどう進めるかではなく、民間側の計画である。

職員 地域福祉活動計画は、民間の計画ではあるが、社協が主体となって作った計画であるので、基本的には、この計画に従って社協の事業計画を進めていくことになる。年度の事業計画には、地域福祉計画と連動する部分についてはその旨を書き込んでいる。

委員 日常生活圏域というのは、エリア・地域と捉えていたが、人によって活動範囲が異なる。そう捉えて

よいのか。例えば、小中学校学区のようなイメージだったが。

職員 最初は、エリアと捉えていたが、その人によって違うことに気が付いた。

委員 まだ、あまり整理がついていないが。自分の中で再度整理したいと思う。

委員 柱としては、よく練れていると思う。一つ一つ中身というのは、この委員会等でこれから作っていくものだと思う。目印になるようなものを掲げながら、お互いに議論しながら中身を作っていくということでよいと思う。パブリックコメントも、ただやったというだけでなく、地域住民がどう受け止めるかを作り上げていくことが重要。そのプロセスそのものが、まさに地域福祉。「当事者の力を生かした」という内容が入っているのはとても良いと感じた。成年後見制度の利用促進法ができて、今年から管轄が厚労省に移るが、身元保証等を厚労省がどう捉えているか非常に疑問な部分がある。地域福祉が本来やることと、成年後見制度は基本的には裁判所が判断する仕組みのため相当な違いがある。それを踏まえたうえで、この制度をきちんと活用することが重要。地域住民がやれることと、そうではない仕組みがこの制度にはあるので、そこをはき違えてしまうと、非常に危うさを感じる。計画策定の中でお互いが理解をしていく必要があると考える。委員 良いと思ったところは「自分らしい生き方の選択を支える」という部分。いろいろな課題を持っている家庭があった場合、その家庭の支援をする場合にはいくつもの支援の要素が必要となるが、民間である社協が横のつながりをもってつなげていくというところが素晴らしいと思った。

5. ネリーズ関係報告 【資料 5】

平成31年3月14日、練馬地区でネリーズ懇談会を開催。ネリーズかる大会を開催。詳細は資料参照。

6. その他

7. 次回の日程について

日時:平成31年6月を予定

以上